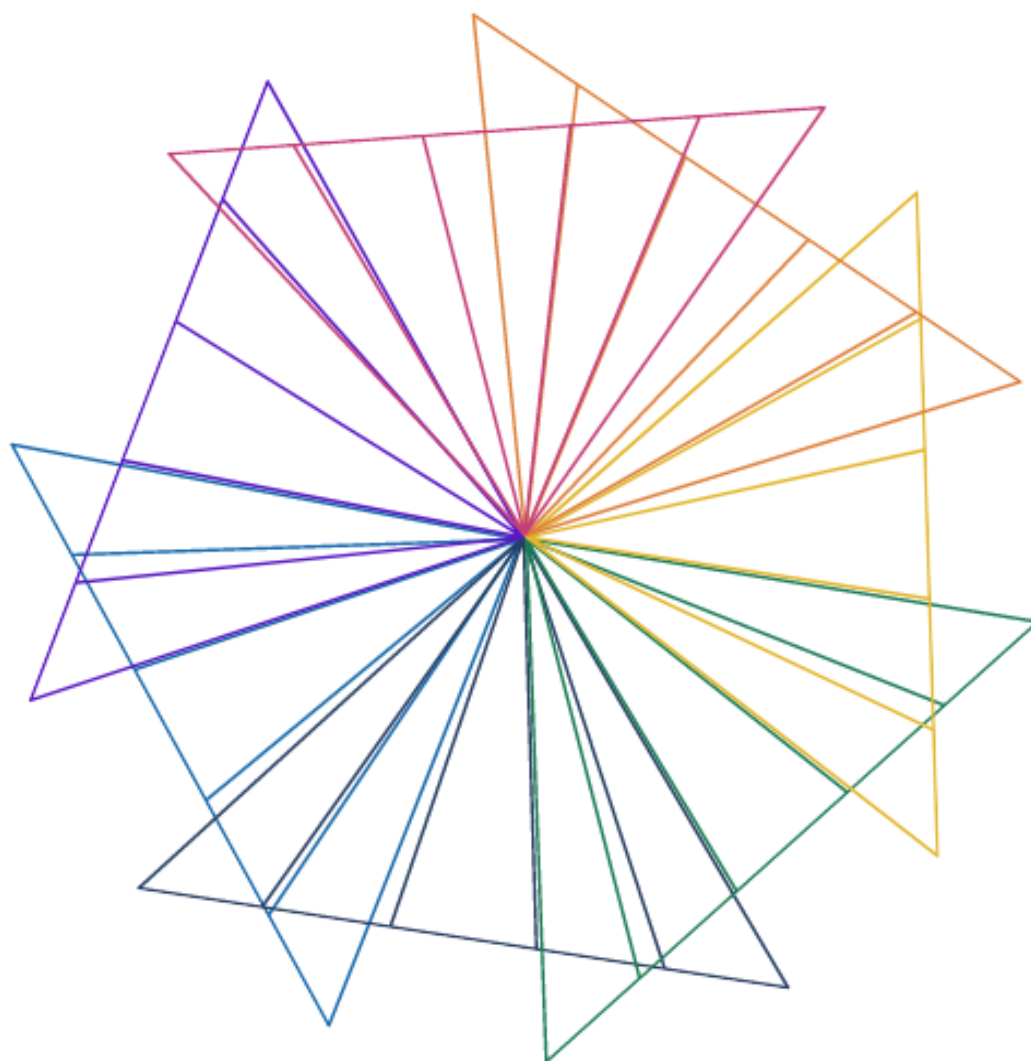


2023年申請要領

ユネスコ創造都市ネットワーク 公募申請書

2023

申請要領



ユネスコ創造都市ネットワーク

2023年公募

I. 一般原則

ユネスコ創造都市ネットワークとは。

ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）は、文化および創造性を持続可能な都市開発の戦略的手段として活用する世界の都市において、かつ、そのような都市間の国際協力を促進するため、2004年に創設された。

本ネットワークには、地理人口学的、経済的、社会、文化的、環境的に異なるすべての大陸と地域の都市が加盟している。加盟都市は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、特に、「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」という目標11に沿って、文化および創造性を都市開発計画の中核に据え、安全かつ強靭、包摂的で持続可能な未来志向の都市を実現するという共通のミッションに向かって一致協力している。

本ネットワークは、その[ミッションステートメント](#)に定めた共通の目的のため、資源、経験、知識を共有すること、都市間のパートナーシップを通じて国際レベルで積極的に協力することを確約する都市で構成されている。

アイデアと革新的な実践の場として、ユネスコ創造都市ネットワークは、人を中心とした政策立案ならびに場所に根ざしたプロジェクトおよび取組を通じて、目に見える形で持続可能な開発目標の達成に貢献する。さらに、本ネットワークは、持続可能な開発における都市の中心的な役割を引き出し、文化分野におけるユネスコ事業の優先分野という文脈の中で、そのプロセスにおける地域的側面の重要性を強調している。

2022年9月に開催し、文化が「世界の公共財」であると再確認した、文化政策と持続可能な開発にかかるユネスコ世界会議において採択されたMONDIACULT2022宣言のフォローアップとして、本ネットワークは、地域のステークホルダーやパートナーの関与と動員を強化することにより、地域レベルでの公共政策における文化の体系的な定着を支援することに貢献している。

誰が申請することが出来るのか。

申請公募は、ユネスコの加盟国および準加盟国¹のすべての都市を対象としている。

ユネスコは、特定の地理的または主題的な優先順位を考慮し、公募を制限する権利を有し、かつ、指定都市の最大数を制限する場合がある。2023年公募では、1か国から、異なる2つの創造分野において最大2件まで申請し、指定を得ることができる。

¹ ユネスコの加盟国および準加盟国の全リストは、次のウェブサイトを参照すること。
<https://en.unesco.org/countries>

さらに、本ネットワークの地理的代表性を高めるため、本ネットワークへの参加が少ない地域²、特に、アフリカとアラブ諸国からの申請を奨励する。今回の公募においては、具体的な協力枠組がこれら2つの地域からの都市に対し、利用可能となる（「協力枠組」の詳細については、別紙を参照すること。）

ユネスコ創造都市ネットワークに2回連続で申請し、指定を受けなかった都市は、新たに申請する前に4年間の一時停止期間を設けなければならない³。

加盟都市は、持続可能で包摂的な都市開発の重要性を認識し、それゆえに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施への文化および創造性による貢献を高めることを確約する都市である。

- ユネスコの加盟国および準加盟国¹のすべての都市を対象として、今回の申請公募を行う。
- 各申請書には、必要書類の他に、申請都市の市長が署名した正式な意向表明書およびユネスコの国内委員会による正式な推薦状を含むものとする。
- 2023年公募では、ユネスコの加盟国および準加盟国であれば、1か国から、異なる2つの創造分野において最大2件まで申請することができる。したがって、ユネスコ国内委員会には、同国から、異なる2つの創造分野において最大2件までの申請を推薦することを求める。
- さらに、本ネットワークの地理的代表性を強化するために、特に、本ネットワークへの参加が少ないアフリカとアラブ諸国の申請都市を対象とした「協力枠組」が2023年の公募においても継続されることに留意すること。本書の別紙を参照すること。

選定基準

申請都市は、文化および創造性における自都市の資産および能力だけではなく、活動計画案の内容、効果およびアウトリーチにも基づき、ユネスコ創造都市として指定されることがある。また、申請都市は、本ネットワークの全体的なビジョンと目的に対する潜在的な貢献ならびにユネスコの使命および国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に対する確約を示すものとする。

ユネスコ事務総長は、次に示す要領に従い、内部の技術的事前審査と外部評価を経て、創造都市の指定を行う責任を有する。

- (i) ユネスコ創造都市ネットワークが対象とする7つの創造分野、その他文化創造セクターもしくは都市開発またはそのすべてを専門とするユネスコが指定する独立専門家。
- (ii) 7つの創造分野を代表する加盟都市。クラフト&フォークアート、デザイン、映画、食文化、文学、メディアアート、音楽

²ユネスコが定義する地域は、アフリカ、アラブ諸国、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・北米地域、ラテンアメリカ・カリブ海地域である。「2022年版ユネスコ・ベーシック・テキスト」(141~143ページ)で詳細を参照すること。[Basic texts, 2022 edition; including texts and amendments adopted by the General Conference at its 41st session \(Paris, 9-24 November 2021\) - UNESCO Digital Library](#)

ユネスコ創造都市としての指定は、本ネットワークの目的を実践するために、申請書に記載された戦略および活動計画案の質、関連性および実行可能性が認められたことを示すものである。

申請は、本ネットワークが対象とする7つの創造分野のうち、選択した創造分野に最大の焦点を置くものとする。ただし、申請都市には、選択した創造分野以外の創造分野にも取り組み、それらの間の既存または潜在的な相乗効果を強調することを推奨する。

ユネスコ創造都市ネットワークに2回連続で申請し、指定を受けなかった都市は、新たに申請する前に4年間の一時停止期間を設けなければならない³。

申請都市は、本ネットワークのミッションステートメントに定められたすべての目的を実施することを確約し、かつ、評価過程の指針となる、次の評価基準のすべてに対応しなければならない。

(1) 申請の動機、主要な開発の機会、対処すべき課題、国際的な発展のビジョン、戦略、施策、本ネットワーク加盟が申請都市にもたらす効果（申請書のセクション6、7および8）

- 地域レベルと国際レベルの双方で本ネットワークの目的達成に貢献するという申請都市による確約を示すこと。
- 「2030アジェンダ」の実施に係る文化および創造性の役割をさらに強化するための既存の開発戦略および施策を有していること。
- 申請都市の目的および優先事項がUNESCO創造都市ネットワークの目的および活動分野と一致していること。
- 本ネットワークへの加盟が申請都市の持続可能な開発に中長期的な効果をもたらすことが期待できること。

(2) 申請の準備過程（申請書のセクション9）

- 申請自治体が申請の設計および準備過程に関与することと本ネットワークへの加盟後に戦略および活動計画案の実施に関与することを示すこと。
- 申請都市が支持する共通のプロジェクトにおいて、公的セクター、民間セクターおよび市民社会のステークホルダーが連携すること。
- 申請の設計および準備過程において、地域の創造産業関係者（クリエイター、専門機関、文化産業等）が参画すること。

(3) 申請都市が本ネットワークにもたらすであろう、他の都市と比較できる資産（申請書のセクション10）

- 申請時において、申請都市の社会経済的発展および都市再生において、文化および創造性が果たす役割を強化することを目的とした開発戦略または活動および取組を有していること。
- 申請都市にとって、かつ、申請都市が申請する創造分野の現代の経済的かつ社会的文脈にとって、当該創造分野の歴史的な重要性および役割を有していること。
- 申請都市の文化創造資産（特に、当該申請分野におけるもの）が本ネットワークの目的達成に貢献しうる可能性を有していること。
- 有識者および専門家ならびに一般大衆を対象とした、地域、全国もしくは国際的なまたはそのすべての規模の見本市、会議、展示およびその他活動を開催する専門性を有していること。

- 当該申請分野において、創造性、芸術教育、専門的研修、能力開発および研究を推進するために構築されたメカニズムが高品質で、多様性および効果を有していること。
- 当該申請分野における文化的な活動、財およびサービスの実践、生産、促進および普及を目的とし、専門家および一般市民を対象とした、文化的な施設とインフラが存在しているもしくは開発されているまたはその双方であること（当該創造分野の既存の活動中の機関を含む。）。
- 文化的な生活へのより積極的な参加を促すためのプログラム（特に、社会的に不利であるまたは弱い立場にある人の集団を対象としたもの）が高品質で、関連性および効果を有していること。
- 活動計画案の実現のため、市民社会を代表する主要な専門組織および非政府組織を関与させる能力を有していること。
- 申請都市がその申請分野において展開する国際協力取組が広範囲かつ高品質で、多様性を有していること。
- 活力のある地域の文化創造産業（特に、当該申請分野におけるもの）の創出および成長を支援する政策および方策が高品質で、効果および革新性を有していること。
- 本ネットワークが対象とする7つの分野のうち、当該申請分野と他の分野との間で相乗効果を生み出す分野横断的なプロジェクトを地域および国際レベルで展開した経験を有していること。

(4) 本ネットワークの目的達成への貢献（申請書セクション11）

- 活動計画案における申請都市の主な文化創造資産を活用かつ育成すること。
- 地域および国際レベルでの本ネットワークの目的達成において、活動計画案が関連性、一貫性および実現可能性を有していること。
- 地域および国際レベルの双方における本ネットワークの目的達成のための活動計画案の取組が広範囲かつ高品質で、多様性のある革新的なアプローチを有していること。
- グローバル・サウスの都市を関与させ、都市間の協力取組を含んでいること。
- 当該創造分野と他の分野との間で相乗効果を生み出す能力を有していること。
- 資金調達戦略および予算案が妥当性、実現可能性および持続可能性を有していること。
- 公的セクター、民間セクターおよび市民社会のステークホルダーを関与させ、活動計画を運営かつ実施する具体的な体制を確立していること。
- 本ネットワークや活動計画案の成果に関して、大衆の幅広い関心を喚起することを目指した広報と意識向上の計画が高品質で、関連性を有していること。

ユネスコ創造都市に指定された都市は、[4年毎の「加盟都市モニタリングレポート」](#)の提出を約束しなければならない。これにより、ネットワークの目的とユネスコの任務と優先事項の達成、及び加盟都市間の情報国間と優良実践を促進に対して、自都市が関与し、積極的に貢献することが保証される。また、モニタリングを通じて得られた情報は、MONDIACULT2022宣言に従って作成される文化政策に関するグローバルレポートにも貢献することになる。これは、ポスト・2030アジェンダにおける、証拠に基づいた文化のグローバルアドボカシーを支援するのに役立つこととなる。

II. 申請要領

申請方法は？

ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）に加盟するためには、申請都市は、申請書において提案する活動計画の実施を通じて本ネットワークの目的に貢献するための自都市の資産、確約および能力を明確に示した申請書を提出しなければならない。

本要領は、申請都市が申請書を作成かつ記入する際の手助けとなることを目的とする。

申請書の作成時において主に考慮する事項

本ネットワークへの申請準備にあたって、申請都市に次の要素を慎重に検討することを強く推奨する。

- **参加過程** 自治体が申請書の準備および策定を主導しなければならない、関連するステークホルダー、公的セクターおよび民間セクターのパートナーならびに市民社会が関与する参加型プロセスによるものであるべきである。
- **将来を見据えたアプローチ** 申請都市の文化遺産および現在の創造資産は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の持続可能な開発目標に沿って、持続可能な都市開発に貢献する、一貫性のある進歩的な活動計画を構築するための柱とすべきである。本ネットワークの目的は、戦略的アプローチと効果的なプロジェクトを中心に展開される。
- **包摂的かつ持続可能な開発** 本ネットワークは、開発目標を達成する手段として、文化および創造性を構築する持続可能な都市開発を促進する。これに関連し、活動計画における活動およびプログラムを申請かつ策定する際、申請都市は、経済、社会および環境の側面を包含する開発への包括的アプローチを構築し、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の都市レベルでの実施に向けた関与を示さなければならない。
- **長期的な確約** ユネスコ創造都市として指定されるには、ユネスコの価値および使命ならびにミッションステートメントに示された本ネットワークの目的の実施に向けて、継続的かつ積極的に取り組むことに留意すべきである。特に、申請都市は、活動計画の作成および一貫性のある実施、4年毎の「加盟都市モニタリングレポート」による定期的な成果報告、UCCN年次総会への積極的な参加、ユネスコおよびUCCN事務局が実施する活動への直接的な参加、自発的な貢献を通じた支援または貢献などについて確約しなければならない。
- **持続可能な活動計画、能力および資源** 申請書には、指定後に実施することとなる地域および国際レベルでの具体的なプロジェクトおよび取組について定めた4年間の活動計画とともに、都市の戦略案を含めるべきである。活動計画には、優先順位、能力および資源（財源および人材の両方）の詳細を示すべきである。（指定された場合に）都市が実施することとなる取組提案およびプロジェクト案によって期待される成果および効果は、前述したモニタリングおよびレポートプロセスを通じて評価される。
- **交流および協力** 加盟都市同士および加盟都市間の交流は、本ネットワークの発展、強化および信頼性にとって重要であり、本ネットワークの礎の1つである。そのため、申請都市は、ユネスコおよび本ネットワークの加盟都市とともに、国内、地域および国際レベルで活動および共同事業を展開するための確約および能力の両方を示すことが重要である。

申請書の準備

申請プロセスには、誰が参加するべきなのか。

申請都市は、まず、自治体内または特定の部署、センターもしくは事業体において申請内容の策定を担当する運営・調整チームを設置し、ユネスコとの連絡担当を務めるフォーカルポイント（中心人物）を指定するべきである。同チームは、申請書の起草の最終責任を有することとなる。創造都市として指定された場合、同チームは、自治体の代表者とともに、本ネットワークに関連する活動の日常的な運営も担当することができる。












地方公共団体が申請書作成を主導しなければならないが、同時に都市全体の幅広いステークホルダーの協議および支持を反映し、関係するコミュニティ、公的セクター、民間セクターおよび自都市の市民社会を真に代弁するものであるべきである。そのため、すべてのステークホルダーおよびアクター（クリエイター、文化創造産業の専門家、大学および学术界、政策立案者、青年団、非政府組織および団体ならびに文化、教育、社会問題、経済開発、都市インフラ、コミュニケーション、企画などの分野の異なる関係当局や部署など）と密接に連携し、申請書を作り上げることが重要である。

関連するステークホルダーを特定した後、申請書の作成を支援する協議グループを設立することを強く推奨する。多様なステークホルダーおよびアクター（市政の高レベル代表者、市民社会の代表者、文化実務者およびプロデューサー、創造セクターの主要事業者ならびにその他関連専門団体および組織）で同協議グループを構成することができる。

申請書準備の手順

申請書の準備プロセスには普遍的かつ標準的なものはないが、同プロセスの主な段階を強調した次の準備スケジュールの図を動機づけとして活用することができる。

申請準備スケジュール

-  1 自治体（市長）が申請書作成を決定する。
-  2 運営・調整チームとフォーカルポイントを設置する。
-  3 関連するステークホルダーを市ならびに地域および国際レベルで特定する。
-  4 各セクターのステークホルダーが参加する協議グループを設置する。
-  5 関連する背景調査を実施し、自都市の創造的資産のマッピングを作成する。
-  6 本ネットワークの目標を地域および国際レベルで実施する、中期（4年間）戦略および活動計画を立案する。
-  7 （指定された場合に）本ネットワークの日常的活動を行う運営組織を計画する。
-  8 十分な予算を準備し、資金調達のを機会を模索する。
-  9 市長が申請書を提出する旨の公式書簡を作成する。
-  10 国内専門家団体から正式な支持を得る。
-  11 ユネスコ国内委員会から正式な推薦を得る。
-  12 提出期限までにすべての必要書類を用意し、申請書を提出する。

申請書準備の手順案を申請都市の事情に適用する場合、次の点を考慮すること。

- ・ 申請書の起草と提出には、予想以上に時間がかかることがあること。準備段階、運営チームおよび協議グループの構成に十分な時間を割く必要がある。
- ・ 運営チームおよびフォーカルポイントは、まず、「UCCNミッションステートメント」、「申請書」および現行の「申請要領」を熟読することから始めるべきである。本ネットワークおよびその活動に関する追加情報は、次のウェブサイトから入手できる。

<http://en.unesco.org/creative-cities/>

- ・ 同プロセスへの関与およびオーナーシップを確保するため、地域のステークホルダーおよびアクターの積極的な参加を確保すること。これらの役割は、都市の文化的な資産、経験および専門知識に関する必要な情報を収集し、都市のビジョン、戦略および活動計画の主要な方針を策定することである。

申請書の記入

UCCNのウェブサイトに掲載されている、公式の「2023年申請書」を使用し、申請しなければならない。申請書の標準書式は、ユネスコ創造都市ネットワーク事務局が作成したもので、いかなる方法によっても変更してはならないものとする。申請都市は、選考および評価のために申請書を提出する際、本標準書式の申請書のみを使用すべきである。

申請書の各セクションには、字数制限が設けられていることに注意すること。そのため、制限に達するとそれ以上の入力ができなくなる。申請都市は、「ワードカウント」機能を利用し、字数制限を把握すること。

完全かつ有効な申請書とみなされるために、**すべてのセクションを記入しなければならない。**

申請都市には、申請書に記載されている指示に従って、関連する情報を提供することを推奨する。関連する場合を除き、すでに記載した情報を複数のセクションにまたがって繰り返すべきではない。したがって、無関係な情報を提供しないよう留意することが重要である。

申請都市は、各セクションに簡潔に回答すべきであるが、活動、取組またはインフラを単純に列挙することは避けるべきである。評価者が都市の文化創造資産および活動計画案の実現可能性および潜在能力を評価するために、最新かつ関連性がある情報を提供すべきである。

なお、いずれのセクションまたはフィールドについて、申請都市にとって関連する情報がない場合は、当該項目に「提供する情報はない」と記載することが求められる。

申請書は、一貫性を有し、簡潔であり、かつ、明確で流暢な**英語またはフランス語**で記載しなければならない。他の言語で書かれた申請書は、評価されない。申請書を起草するチーム・担当者がどちらの言語にも精通していない場合、母国語で申請書を作成し、公認の翻訳者によって最終版を翻訳することを推奨する。申請書の翻訳が不十分な場合、評価段階で混乱を招くことがある。

申請書の提出

申請書は、「件名」に「2023年申請 [申請都市の名称] 」と記載し、Eメールで cenapplications@unesco.org に提出しなければならない。同メールには、次の必要書類を添付しなければならない。

- (i) 申請書類に含むすべての必要書類の完全なリスト。
- (ii) UCCNのウェブサイトで購入し、ワード形式(. doc)の標準書式であり、必要事項をすべて記載した「2023年申請書」

- (iii) 申請都市の市長が立候補および自治体の支援を表明する正式な意向表明書。
- (iv) 申請都市が所在する国のユネスコ国内委員会が当該立候補を支持する正式な推薦状。
- (v) 当該創造分野で活動中の主要な国内専門家団体である2団体から正式な推薦状それぞれ1通（計2通）³。
- (vi) 申請都市の写真3枚（当該創造分野に密接に関連するもの）（JPEG、各3MB以内）。
- (vii) 本書に添付の別紙の書式による、当該写真3枚それぞれについて正式に記入した「権利譲渡・写真登録」。

留意事項 前述した必要書類には、書式または正確なフォーマットに関する要件はない。ただし、簡潔であること（各2ページ以内）、かつ、署名者が申請を全面的に支持する主な理由を明確に示すことを推奨する。必要な添付ファイルをすべて含めたメールの総容量は、30MBを超えてはならない。

前述した必要書類以外の書類または添付資料は、一切受理されず、選考の対象外となる。関連するウェブサイトへのURLリンク（最大2件まで）を申請書に記載し、都市もしくは創造分野またはその双方についての追加情報を提供することができる。申請都市がソーシャルメディア（Facebook、Instagram、Twitter等）のハンドルネームを有している場合、それらを記入することも推奨する。

注意すること

ワード形式の標準書式で作成された申請書に上記の必要書類を添付し、1通のEメールでユネスコ事務局宛てに送信しなければならない。

宛先：ccnapplications@unesco.org

提出期限：**2023年6月30日**
(中央ヨーロッパ標準時**11:59 PM**)

受信した申請書類が所定の標準書式でない場合、申請書類に不備がある場合もしくは上記提出期限を過ぎた場合またはそのすべての場合、選考の対象外となる。

ユネスコは、予期せぬ事態や起こりうる技術的な問題（添付ファイルのサイズ制限等）による提出書類の遅延について、責任を負わない。提出書類が期限内にUCCN事務局に受領されるよう確保することは、申請都市の単独の責任である。提出期限は、例外なく、厳格に適用されるので注意すること。UCCN事務局は、提出された申請書類を受領した後、申請都市に電子メールにて受領確認通知を送付する。

³ 例えば、「文学」の創造分野に申請する場合、国内の作家協会からの推薦状がこの要件を満たすことになる。

2023年公募では、申請都市が申請および評価のプロセスをよりよく理解できるよう、チュートリアル一式を作成した。

また、これらのチュートリアルは、①本ネットワークの目的、②本ネットワークの主な活動、③創造都市とは何か等、本ネットワークに密接に関連する重要な事項についても包括的に概要説明している。

申請都市には、申請手続きを開始する前にこれらのチュートリアルを確認することを強く推奨する。動画のチュートリアルには、次のリンクからアクセスできる。

[2023 Call for Applications | Creative Cities Network \(unesco.org\)](https://unesco.org/cities2030/call-for-applications)

2023年公募の日程（仮）

3月21日	公募の開始
6月30日	提出期限 本ネットワークの標準書式の2023年申請書を使用し、中央ヨーロッパ標準時の2023年6月30日午後23時59分までに ccnapplications@unesco.org に提出された申請のみが処理される。受領した申請書が標準書式以外の書式であった場合、選考の対象外となる。
7月19日まで	技術的事前審査 ユネスコ事務局による内部技術的事前審査を実施し、申請書の適格性（必要書類の提出、フォームへの正式な記入、要領に沿った公式書簡の添付等）を確認する。
7月17日～9月17日	外部評価 ユネスコおよび選択した創造分野と同じ創造分野のUCCN加盟都市がそれぞれ任命した独立した専門家による外部評価を並行して実施。
10月30日まで	評価プロセスの最終化
10月31日 (世界都市デー)	創造都市としての指定の発表 ユネスコ事務総長による指定の発表（ユネスコのウェブサイトならびにそのコミュニケーション・チャンネルおよびネットワーク上で確認できる。）

Ⅲ. よくある質問集

申請方法は？

公募期間中に申請することができる。前述したとおり、申請は、標準書式の申請書を使用し、Eメールで提出するものとする。標準書式以外の形式または標準書式に変更を加えた申請書での申請は、選考または評価の対象外となる。

UCCNおよび申請プロセスに関する追加情報をどこで入手できるのか？

本ネットワークおよび加盟都市の活動、主な目的と機能ならびにその他重要な情報についてのよりよい理解のため、UCCN事務局は、今回の公募において申請都市の参考となるチュートリアル一式を新たに作成した。このチュートリアルでは、申請プロセス全体、申請書を策定する際に考慮すべき重要なステップについても説明している。チュートリアルには、次のリンクからアクセスすること。[2023 Call for Applications | Creative Cities Network \(unesco.org\)](https://www.unesco.org/en/creativity/cities-network/2023-call-for-applications)

申請書の提出期限はいつか？

申請期限は、UCCNウェブサイトの「公募要項」 ([2023 Call for Applications | Creative Cities Network \(unesco.org\)](https://www.unesco.org/en/creativity/cities-network/2023-call-for-applications)) で案内している。2023年公募では、**2023年6月30日（中央ヨーロッパ時間）午後23時59分まで**を提出期限とする。申請書類に不備があった場合または提出期限を過ぎた後の申請は評価対象外となるので注意すること。

申請書は、何語で提出すべきか？

申請は、**英語または仏語**のいずれかのみである。ただし、仏語で申請書類を提出された場合、評価プロセスを円滑に進めるため、英語での正式な翻訳を添付することを強く推奨する。

申請において、必要な追加書類は？

申請書が有効となるためには、申請書に必要な書類すべてを添付しなければならない。他の書類または添付資料は、評価プロセスにおいて、選考の対象外となることに注意すること。

申請の送付方法は？

「件名」に「2023年申請 [申請都市の名称] 」と記載した、1通のEメールでccnapplications@unesco.orgに宛てて申請書を提出しなければならない。

必要な添付ファイルをすべて含めたメールの総容量は、30MBを超えてはならない。技術的な制約により、同サイズ制限を超えるメールは、ユネスコに届かないことがある。ユネスコは、申請書の送信中のいかなる技術的な不具合についても責任を負わない。

提出過程で技術的な問題が発生した場合は、本ネットワーク事務局 (ccnapplications@unesco.org) に連絡すること。

1か国につきいくつの都市がユネスコ国内委員会の推薦を受け、申請することができるのか？

2023年公募では、ユネスコの加盟国および準加盟国であれば、1か国から、**異なる2つの創造分野において最大2件までの申請を提出することができる**。したがって、申請都市が所在する国のユネスコ国内委員会には、同国から、異なる2つの創造分野において最大2件までの申請を推薦することができる。

申請書類には、ユネスコ国内委員会からの正式な推薦状が必要となることに注意すること。推薦状がない場合を含め、申請書類に不備があった場合、申請は、自動的に無効とみなされる。

指定を得られるのは1か国につきいくつの都市か？

2023年公募では、1か国から、異なる2つの創造分野において最大2件まで申請し、指定を得ることができる。

申請の結果発表はいつか？

指定の発表は、**2023年10月31日**⁴（確定次第、UCCNウェブサイトで案内する）にUCCNのウェブサイトならびにその他ユネスコのコミュニケーション・チャンネルおよびネットワーク上で行われる。同発表の翌日以降に、対象となる各都市（申請書が評価される都市）に対して、結果通知の正式な書簡を送付する。

申請書の評価を慎重かつ公平に行うため、評価プロセス中において、申請書または評価に関する情報の請求はしないようお願いする。

誰が申請書を評価するのか？

ユネスコが評価プロセスを調整し、実施する。評価プロセスにおいて、技術的事前審査および独立した専門家による外部評価が行われ、本ネットワークの加盟都市も同プロセスに関与する。評価者の独立性を守るため、評価者の身元または評価に関する情報は、一切発表されない。

申請都市には、評価プロセスにおいていかなる影響力も行使せず、ロビー活動も行ってはならない。指定に関する最終決定は、独立した専門家および7つの創造分野において構成された既存の加盟都市による外部助言を受け、協議した後、ユネスコ事務総長に委ねられる。

申請に技術的な問題が発生した場合、誰に連絡すればよいか？

できるだけ早く申請書を作成することを推奨する。ユネスコ事務局は、十分な時間的余裕がある場合にのみ、申請に関する技術的支援を提供することができる（例えば申請ファイルの提出にかかる問題など）。

ただし、申請都市の個々の申請プロセスをフォローアップすることまたは個々のケースに対して具体的な説明もしくは指導を行うことは、ユネスコの責任ではない。

技術的な問題や申請プロセスに関する一般的な問い合わせは、本ネットワーク事務局 (ccnapplications@unesco.org) に連絡すること。

⁴ 国連総会は、決議68/239によりm、10月31日を世界都市デーと指定した。

申請において、創造分野の指定は必要か？

はい。創造分野を特定し、その創造分野に特化した申請を提出しなければならない。本ネットワークが対象とする創造分野は、次の通りである。クラフト&フォークアート、デザイン、映画、食文化、文学、メディアアート、音楽。

1つの都市が複数の創造分野に申請することは可能か？

1都市につき、本ネットワークが対象とする7つの創造分野のうち、1分野のみを選択して申請可能であることに注意すること。 選択した創造分野は、申請の中心となる分野として考慮されるべきであるが、都市内の他の創造分野と連携することがある。様々な分野にわたる、革新的で横断的なアプローチを推奨する。

申請都市の隣接地域を候補地に関与させることは可能か？

申請都市が隣接地域を申請プロセスに関与させ、提案する戦略や関連する活動計画に隣接地域の貢献を反映させることは可能である。ただし、申請都市は、申請ならびに申請書において提案する戦略および活動計画の第一義的な責任かつ説明責任を負わなければならない。創造都市として指定された場合、当該申請都市のみが指定を受け、本ネットワークの加盟都市となる。

都市の規模は重要か？

現在、本ネットワークへの加盟を申請する都市の住民数に制限はない。ただし、本ネットワークに加入できるのは市のみである。

申請に添付したい追加のメディアがあるが、どのように提供できるのか？

標準書式の申請書を使用し、電子メールで提出された申請書のみを受理する。ハードコピーでの申請は、受理されない。

申請都市に関するソーシャルメディア（Facebook、Instagram、Twitter等）に関連する情報とともに、最大2つの外部ウェブサイトへのリンクを申請書に挿入することができる。

申請書に直接、画像または図表を挿入することは可能か？

評価プロセスを標準化するため、申請書に**直接的に画像または図表**を含めることはできないが、申請のEメールに申請都市の写真3枚を添付しなければならない。ただし、創造都市として指定された場合は、当該都市は、他の加盟都市に向けたコミュニケーションおよびアウトリーチの側面を強化する観点から、これらの追加資料を提出することができる。

申請における予算案では、どのような点を考慮すべきか？

申請書に記載する暫定的な予算には、最低額または最高額の設定はない。ただし、評価者は、活動計画に対応する予算案の一貫性、実現可能性および持続可能性の観点から、戦略および活動計画の質を評価する。予算案は、自都市の規模、資源および志に見合うものであるべきである。

アフリカおよびアラブ諸国の申請都市に対する協力枠組

文化の多様性を促進し、地理的なアウトリーチを強化するグローバルな確約

ユネスコは、文化の多様性が人類を豊かにする源であるという立場をとる。ユネスコ創造都市ネットワークは、都市の交流および協力の国際的なネットワークであり、すべての大陸の都市の地理的代表性を確保することを目的としている。本ネットワークは、経済、社会、文化および環境の側面において、創造性が持続可能な開発の戦略的要素であると認識する都市との協力関係およびそのような都市間の協力関係を強化することを目的としている。加盟都市間のパートナーシップの構築、知識および実践の交換は、本ネットワーク設立の原則と目的の1つである。

本ネットワークの文化的多様性と地理的代表性を向上させるための多大な努力にもかかわらず、グローバル・サウスの都市は加盟都市としての参加がまだまだ数少ない。本ネットワークの約90か国の参加国のうち、グローバル・ノースの都市が大半を占めている。ユネスコおよび加盟都市は、この不均衡が取り組むべき重要な課題であると認識している。

2017年に初めて導入された具体的な「協力枠組」は、アフリカ地域の申請都市を対象としたものであった。2019年の公募では、アラブ諸国地域の申請都市を技術的に支援するために、協力のメカニズムがさらに拡張された。

この努力をさらに進めるため、2023年の公募においては、アフリカ・アラブ諸国地域からの申請を奨励する協力枠組を継続する⁵。

本ネットワークの加盟都市の多様性を確保することは、本ネットワークの持続可能性とアウトリーチを確保し、多様な経済、社会、文化および環境の側面において、持続可能な開発のための創造性の力を実証する能力を確保するために重要である。

また、本ネットワークをグローバル・サウスの都市に広げることは、地域開発と密接に関連することの多い創造性の新たな側面を模索する機会を提供し、加盟都市にとって相互学習の源となりうる。協力枠組の強化は、持続可能で強靱な明日の都市の構築および17の「持続可能な開発目標」の達成に向けた南北および南南協力の強化というユネスコの公約にも一致している。

効果的な協力関係の構築－申請都市と加盟都市をペアリング

グローバル・サウスの都市は、実践的な支援およびメンターの提供の可能性など、本ネットワークに具体的な期待を寄せている。同様に、加盟都市の中には、本ネットワークへの申請および積極的な参加を支援するために、グローバル・サウスの都市とより広範かつより体系的な協力を行う確約をする意向を表明している都市もある。

ユネスコは、この具体的な「協力枠組」を通じて、アフリカおよびアラブ諸国の申請都市に対し、申請準備だけでなく、最終的に指定された場合の活動計画の実施においても、現在の加盟都市と協力することに関心を表明するよう勧めている。さらに、加盟都市に対しても、「協力枠組」に参加し、都市同士のパートナーシップに関心を表明することを奨励している。

⁵ ユネスコが定める地域は、アフリカ、アラブ諸国、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・北米地域、ラテンアメリカ・カリブ海地域である。「協力枠組」に参加できる加盟国および準加盟国のリストは、「2022年版ユネスコ・ベーシック・テキスト」に掲載されている。[Basic texts, 2022 edition; including texts and amendments adopted by the General Conference at its 41st session \(Paris, 9-24 November 2021\) - UNESCO Digital Library](#) (141～143ページ)

前述した2つの地域の申請都市は、ユネスコに対し、2023年4月3日までに関心表明を行うものとする。UCCN事務局は、その後、当該創造クラスターと調整し、依頼都市とのパートナーシップに関心を寄せる加盟都市（パートナー都市）を探すこととなる。パートナー都市を探すことができた場合、事務局は、2023年4月13日までにペアを組む都市同士の協力関係を構築するため、両都市に連絡する。

留意事項：同協力枠組は、本ネットワーク内の地理的的代表性を改善することを目的としているが、独立した外部専門家および加盟都市が行う評価に基づく**指定の最終決定について予断するものでない。**

選出された申請都市は、相手方であるパートナー都市から申請準備のための技術支援を受けることになる。支援は、相互の合意に基づき、技術支援、現地派遣もしくは提携またはそのすべての形で提供される。パートナー都市には、申請都市が指定された場合、活動計画案の円滑な実施を促進し、潜在的な集団活動やプログラムを通じてこの「協力枠組」の範囲および効果を拡大するため、協力を進めることを推奨する。